V 用語解説

V 用語解説

1 会計の区分に関する用語解説

〇 一般会計

一般会計とは、福祉・教育・土木・衛生などの市町村の基本的な施策を行うための会計であり主な収入には、市町村税・地方交付税・国庫支出金等があります。一般会計のほかに、特定の収入をもって特定の事業を行うために設けられているのが、特別会計です。

〇 普通会計

普通会計とは、公営事業会計以外の会計を統合して一つの会計としてまとめたものです。

一般会計の中で、公営事業会計に係る収支を経理している場合には、これに係る一切 の収支は普通会計から分別して、公営事業会計中の該当会計において経理されたものと して取り扱っています。

〇 特別会計

特別会計とは、法律で特別会計とすることが決められている国民健康保険会計や老人保健会計などの事業会計や、市町村が独自に設けている交通災害共済事業会計、土地取得会計など普通会計に属する特別会計、さらには競馬・競輪などの収益事業会計や公営企業会計に区分されます。

〇 公営事業会計

公営事業会計とは、法律の規定により、いずれの団体も特別会計を設けてその経理を 行わなければならない公営企業や事業に係る会計をいい、次のように分類されます。

- ①地方財政法施行令第37条に掲げる事業に係る公営企業会計
- ②収益事業会計、国民健康保険事業会計、老人保健医療事業会計、介護保険事業会計、農業共済事業会計、交通災害共済事業会計、公立大学付属病院事業会計
- ③上記①及び②の事業以外の事業で地方公営企業法の全部又は一部を適用している 事業に係る会計

〇 公営企業会計

公営企業会計には、病院事業や上水道事業などがあり、これらの会計には一般会計と同様の経理を行っているものと、地方公営企業法(昭和27年法律第292号)を適用し、 民間企業と似た経理を行っているものがあります。

2 普通会計に関する用語解説

〇 形式収支

形式収支とは、各会計年度における歳入総額から歳出総額を単純に差し引いた額をいいます。

歳入総額一歳出総額

〇 実質収支

実質収支とは、歳入決算額から歳出決算額を単純に差し引いた額(形式収支)から、 翌年度への繰越し財源(継続費の逓次繰越[執行残額]、繰越明許費繰越等に伴い翌年度 へ繰り越すべき財源)を差し引いたものをいいます。これには過去からの収支の赤字・ 黒字要素が含まれています。

形式収支-翌年度に繰り越すべき財源(純剰余または純損失)

〇 一般財源

使途の指定されていない財源のことですが、考え方により範囲に広狭があります。 ここでは、次の2種類のものを一般財源としています。

- ①市町村税(目的税、交付金を含む。)、地方交付税、地方譲与税、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方特例交付金、ゴルフ場利用税交付金、軽油引取税交付金、自動車取得税交付金、特別地方消費税交付金、地方消費税交付金。
- ②上記①に掲げるもののほか、交通安全対策特別交付金、使用料、手数料、財産収入、諸収入及び地方債などのうち使途の特定されないもの。

〇 経常一般財源

経常一般財源とは、毎年度連続して経常的に収入される財源のうち、その使途が特定されず自由に使用できる収入をいいます。具体的には、次のとおりです。

市町村税(目的税を除く。)、地方譲与税、普通交付税、ゴルフ場利用税交付金、自動車取得税交付金、軽油引取税交付金、交通安全対策特別交付金、国有提供施設等所在市町村助成交付金、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、特別地方消費税交付金、地方消費税交付金、地方特例交付金、経常的に収入される使用料、手数料、財産収入及び諸収入のうち使途の特定されないもの。

〇 義務的経費

義務的経費とは、地方公共団体の歳出のうち、その支出が義務づけられ任意に節減できない経費をいいます。

人件費+扶助費+公債費

〇 投資的経費

投資的経費とは、その支出の効果が資本形成に向けられ、施設等がストックとして将来に残るものに支出される経費のことです。

普通建設事業費+災害復旧事業費+失業対策事業費

〇 経常収支比率

経常収支比率とは、地方税、普通交付税のように使途が特定されておらず、毎年度経常的に収入される財源のうち、人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費に充当されたものが占める割合をいいます。

人件費、扶助費、公債費等に充当した一般財源 経常一般財源(地方税+普通交付税等)+減税補てん債(※)+臨時財政対策債 (※)平成19年度は「減収補てん債特例分」を当てはめる。

〇 財政力指数

財政力指数とは、地方公共団体の財政力を示す指数で、基準財政収入額を基準財政需要額で除して得られた数値の過去3年間の平均値です。 財政力指数が大きいほど財政力が強いと考えられます。

基準財政収入額/基準財政需要額

〇 基準財政需要額

基準財政需要額とは、普通交付税算定上、地方公共団体が合理的かつ妥当な水準における行政を行い、又は施設を維持するための財政需要を一定の方法によって算定した額をいいます。

単位費用×(測定単位の数値×補正係数)(各行政項目ごとに算定)

〇 基準財政収入額

基準財政収入額とは、普通交付税算定上、地方公共団体の財政力を合理的に測定するために、標準的な状態において徴収が見込まれる税収入を一定の方法によって算定した額をいいます。

(市町村)標準的な地方税収入×100分の75+地方譲与税等

〇 標準財政規模

標準財政規模とは、地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示すもので、標準税収入額等に普通交付税を加算した額です。

(基準財政収入額一地方讓与税一交通安全対策特別交付金)×100/75 +地方讓与税+交通安全対策特別交付金+普通交付税額

〇 実質赤字比率

実質赤字比率とは、一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率です。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、平成20年度決算からは、財政規模に応じて、11.25%~15%以上の団体については財政健全化計画、20%以上の団体については財政再生計画をそれぞれ策定し、財政の健全化または財政の再生に係る取り組みを進めていかなければなりません。

一般会計等の実質赤字額 標 準 財 政 規 模

〇 連結実質赤字比率

連結実質赤字比率とは、全会計を対象とした実質赤字(または資金の不足額)の標準 財政規模に対する比率です。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、平成20年度決算からは、財政規模に応じ、16.25%~20%以上の団体については財政健全化計画、30%以上(※経過措置あり)の団体においては財政再生計画をそれぞれ策定し、財政の健全化または財政の再生に係る取り組みを進めていかなければなりません。

※ 財政再生基準経過措置【20決算:40%】→【21決算:40%】→【22決算:35%】

全ての会計の実質赤字額 標 準 財 政 規 模

〇 実質公債費比率

実質公債費比率とは、地方税、普通交付税のように使途が特定されておらず、毎年度経常的に収入される財源のうち、公債費や公営企業債に対する操出金などの公債費に準ずるものを含めた実質的な公債費相当額(普通交付税が措置されるものを除く)に充当されたものの占める割合の前3年度の平均値です。

地方債協議制度の下で、18%以上の団体は、地方債の発行に際し許可が必要となります。さらに、25%以上の団体は地域活性化事業等の単独事業に係る地方債が制限され、35%以上の団体は、これらに加えて一部の一般公共事業債についても制限されることとなります。

また、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、平成20年度決算からは、 25%以上の団体については財政健全化計画、35%以上の団体においては財政再生計画を それぞれ策定し、財政の健全化または財政の再生に係る取り組みを進めていかなければ なりません。

(A+B)-(C+D) E+F-D

- A: 地方債の元利償還金(繰上償還等を除く)
- B:地方債の元利償還金に準ずるもの(準元利償還金)
- C: 元利償還金又は準元利償還金に充てられる特定財源
- D: 地方債に係る元利償還及び準元利償還金に要する経費として普通交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入された額
- E:標準財政規模
- F: 臨時財政対策債発行可能額

〇 将来負担比率

将来負担比率とは、地方債の残高ほか、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の額を標準財政規模と比較した比率です。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、平成19年度決算から各団体で算出することとなり、平成20年度決算以降は、350%以上の団体は財政健全化計画を策定し財政の健全化に向けた取り組みを進めなければなりません。

- A:地方債の残高や債務負担行為に基づく支出予定額などの一般会計等が今後 負担すべき額(将来負担額)
- B:Aに充てることができる基金
- C: Aに充てることができる特定財源
- D:地方債の現在高等に係る普通交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に 算入される見込みの額
- E:標準財政規模
- F:地方債の元利償還金及び準元利償還金に要する経費として普通交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入された額

3 公営企業会計に関する用語解説

〇 地方公営企業

地方公共団体は、教育、社会福祉、土木、消防など一般的な行政活動の他、水の供給や公共輸送の確保、医療の提供や下水の処理など地域住民の生活や地域の発展に必要不可欠なサービスを提供する事業活動を行うが、このような事業のために地方公共団体が経営する企業を「地方公営企業」といいます。

具体的には、地方財政法施行令第46条に掲げる13事業(水道、工業用水道、交通、電気、 ガス、簡易水道、港湾整備、病院、市場、と畜、観光施設、宅地造成、下水道)並びに介護サ ービス事業、有料道路事業、駐車場整備事業等を指します。

地方公営企業の経理については、特別会計を設けてこれを行い、「その経費は当該企業の経営に伴う収入をもってこれに充てなければならない」という独立採算を建前としています。

〇 法適用・法非適用

地方公営企業法(以下「法」という。)の全部又は財務規定等を適用し、経理事務を企業会計方式で行うものを「法適用企業」といいます。

法適用企業には、上水道、交通、病院事業などのように法の適用が義務づけられているもののほか、法の適用を条例で定めたものがあります。

また、地方財政法施行令第46条に掲げる事業(下水道や簡易水道事業など) や駐車場整備、介護サービス事業などのうち、法を適用せず、経理事務を官庁会計方式で行うものを「法非適用企業」といいます。

〇 収益的収支 資本的収支

法適用企業の経理は、経営活動に係る「収益的収支」と資産の取得や資本の増減 に係る「資本的収支」を区別して行います。

法非適用企業においては経理上の区別はありませんが、便宜上、法適用企業に準じ、収益的収支と資本的収支を分けて統計報告が行われています。

収益的収入の主なものは、料金収入などの営業収益や一般会計補助金などの営業外収益です。

収益的支出の主なものは、事業運営に必要な人件費、物件費などの営業費用や支払利息などの営業外費用です。

収益的支出の中には、減価償却費のように現金の支払いが伴わない経費がありますので、 収益的収支が赤字であっても、必ずしも資金(現金)が不足しているということではありません。

〇 累積欠損金

法適用企業において、経営活動によって欠損金が生じた場合、繰越利益剰余金や利益 積立金等で補てんすることとされていますが、それでもなお補てんしきれなかった各事業 年度の欠損金が累積したものを累積欠損金といいます。

〇 不良債務

法適用企業において、流動負債の額が流動資産の額(翌年度へ繰越される支出の財源 充当額を除く。)を超える額のことをいいます。

不良債務をもって経営状況の判断基準とするのは、収益的収支は黒字(純利益)でも、 資本的収支で大幅に支出超過となっている場合があり、不良債務によれば収益的・資本的 両収支を合わせた資金繰りを判断できるからです。

〇 実質赤字・黒字

法非適用企業における法適用企業の不良債務にあたるものとして、年度における実質的な収入と支出の差額を算出したものです。

具体的には、収益的収支と資本的収支の合算額に、前年度繰越金などを加え、積立金や前年度繰上充用金を控除して算出します。